

施設使用料一覧表(令和元年10月改定)

(単位：円)

区 分			午 前 (9時～12時)		午 後 (13時～17時)		夜 間 (18時～22時)		
			平 日	土曜日 日曜日 休 日	平 日	土曜日 日曜日 休 日	平 日	土曜日 日曜日 休 日	
大 ホ ー ル	入 場 料	入場料無料の場合	ア. 1階席のみ使用する場合の使用料(1,002席)	10,890	13,790	18,870	24,680	21,780	28,300
			イ. 1、2階席を使用する場合の使用料(1,210席)	13,150	16,650	22,790	29,800	26,300	34,180
			ウ. 全階席を使用する場合の使用料(1,446席)	15,720	19,900	27,240	35,620	31,430	40,850
		入場料1,000円以下 の場合	ア. 1階席のみ使用する場合の使用料(1,002席)	13,790	18,150	24,680	31,940	28,300	37,020
			イ. 1、2階席を使用する場合の使用料(1,210席)	16,650	21,920	29,800	38,570	34,180	44,710
			ウ. 全階席を使用する場合の使用料(1,446席)	19,900	26,200	35,620	46,100	40,850	53,430
		入場料1,000円を超え 3,000円以下の場合	ア. 1階席のみ使用する場合の使用料(1,002席)	29,760	39,200	50,810	63,880	58,800	72,600
			イ. 1、2階席を使用する場合の使用料(1,210席)	35,940	47,340	61,370	77,140	71,000	87,660
			ウ. 全階席を使用する場合の使用料(1,446席)	42,950	56,570	73,330	92,190	84,850	104,760
	入場料3,000円を 超える場合	ア. 1階席のみ使用する場合の使用料(1,002席)	34,840	45,730	59,520	76,230	69,690	84,930	
		イ. 1、2階席を使用する場合の使用料(1,210席)	42,080	55,220	71,880	92,040	84,150	102,560	
		ウ. 全階席を使用する場合の使用料(1,446席)	50,280	66,000	85,900	110,000	100,570	122,570	
	楽 屋	1		520		840		950	
		2		520		840		950	
		3		730		1,250		1,360	
		4		1,150		1,880		2,200	
小 ホ ー ル	入 場 料	入場料無料の場合		4,190	6,280	8,380	11,520	9,430	12,570
		入場料1,000円以下の場合		6,280	8,380	11,520	15,720	12,570	16,760
		入場料1,000円を超え3,000円以下の場合		10,480	13,620	16,760	22,000	19,900	24,100
		入場料3,000円を超える場合		11,520	15,720	19,900	26,190	23,050	29,330
	楽 屋	1		730		1,250		1,360	
2		730		1,250		1,360			
リハーサル室			2,930		5,030		5,870		
第1練習室			1時間 320円 / ただし全日(9時から22時)使用の場合は3,840円(320円割引)						

備 考

- 休日とは、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。
- 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料としてこの表を適用する。
- 入場料を徴収しないでホールを営業の為に使用する場合の使用料は、この表の入場料無料の場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- ホールを専ら練習または準備の為に使用する場合は、当該区分に定める額の100分の70に相当する額とする。
- 許可された使用時間を超過して使用する場合の使用料の額は、超過時間1時間について、左記の表の使用料を基準にして市長が別に定める額の100分の120に相当する額とする。
- 次に掲げる団体が使用する場合の減免規定があります。
 - 純粋なアマチュアによって組織されている文化団体である。
 - 団体に所属する人員のうち、半数以上が岡谷市内に在住、又は勤務・通学している。

上記2条件を両方とも満たす団体が、所定の期間内に「アマチュア活動団体」として岡谷市に登録されると、練習、稽古等の目的で使用の際に施設使用料の一部が減免されます。なお、減免を希望する際には所定の手続きが必要です。詳細は会館職員にお尋ねください。
- 大ホール、小ホール、楽屋及びリハーサル室を「午前から午後まで」又は「午後から夜間まで」、「午前から夜間まで」と連続して使用する際の利用時間及び使用料の額は次のとおりとする。

区分	使用時間	使用料
午前から午後まで	午前9時から午後5時まで	午前及び午後の使用料の合計額
午後から夜間まで	午後1時から午後10時まで	午後及び夜間の使用料の合計額
午前から夜間まで	午前9時から午後10時まで	午前、午後及び夜間の使用料の合計額の100分の90に相当する額

- (4)～(8)までにおいて算出された使用料の額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

第 2 練 習 室	1時間 420円 / ただし全日(9時から22時)使用の場合は5,040円(420円割引)
第 1・2 会 議 室	1時間 320円 / ただし全日(9時から22時)使用の場合は3,840円(320円割引)

※ 練習室および会議室は“9時～21時”と“9時～22時”の使用料金が同額となります。